

# 町営住宅の建替えを検討しています

町営住宅は、住宅に困窮する方に対して低廉な家賃で賃貸することにより、町民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的として、公営住宅法に基づき町が整備する住宅で、紫波町では、現在6団地247戸の町営住宅を管理しています。このうち、146戸は耐用年数を経過しています。

本方針書は、現時点における、町が抱える地域課題やニーズ、民間市場の動向等を捉え、民間活力を導入した町営住宅の建替整備等に関する方針を示すものです。

## 1 整備戸数

本整備事業における整備戸数は  
**80戸**とします。

## 3 整備基準

町営住宅条例施行規則に定める  
基準により整備します。ただし、  
省エネ性能は「建築物エネルギー  
消費性能誘導基準(ZEH基準)  
」を満たすこととします。

## 2 整備地

古館(30戸)、日詰(30戸)、赤石  
(20戸)の3地区に分散して整備  
します。

また、古館、赤石地区は整備地  
を含む事業計画を民間事業者から  
募る「敷地提案型」、日詰地区は  
第二希望ヶ丘住宅団地内での「**現地建替**」  
とし、整備地は立地適正化計画に  
基づく「居住誘導区域」及びその  
周辺を条件とします。

## 4 整備手法

事業者が設計・建設した建物を、  
契約期間中、行政が借上げる「**借  
上げ方式**」により整備し、借  
上げ期間は**20年**とします。

## 5 跡地等の活用可能性

地域課題の解決やエリアとしての  
価値の向上を目的とした、整備  
対象団地の跡地等の活用の可  
能性が考えられます。

【担当】紫波町 建設部 都市計画課  
TEL 019-672-2111(内線2141)